

週休 2 日推進工事実施要領の改正について（建築工事）

（技術調査課）

1 概要

現状では当初設計金額 3,500 万円未満（建築一式は 7,000 万円未満）の工事は原則として受注者希望型として発注しているが、令和 6 年 4 月から適用される罰則付き時間外労働規制への対応等をふまえ、当初設計金額の多寡に関わらず発注者指定型での発注を原則として要領を改める。その他、所要の改正を行う。

2 改正内容

① 発注者指定型の原則化

【現 状】

- ・ 4 週 8 休の達成率については、発注者指定型は約 100%であるのに対し、受注者希望型は 65%程度に留まっているため、罰則付き時間外労働規制が適用されるまでに達成率を向上させる必要がある。
- ・ 国土木工事では発注者指定型を原則としていることや、静岡県建設産業団体連合会との意見交換会（R4.10.18）においても受注者側が前向きであったことから、県土木工事は発注者指定型を原則として改める（令和 5 年 4 月 1 日改正予定）。

【対 応】

- ・ 週休 2 日の取り組みについては、県発注工事全体で推進していく必要があるため、建築工事についても、発注者指定型を原則として改める。
- ・ 現状も週休 2 日を達成できなかった場合のペナルティは設定していないことから、減点等のペナルティは設定しない。

現 状	課 題	改正
3,500 万円未満（建築一式は 7,000 万円未満）は受注者希望型で発注	受注者希望型は 4 週 8 休の達成率が低い 【別添参照】	発注者指定型を原則 （国・県土木と同様）

② 週休 2 日達成状況の受注者への通知方法の見直し

- ・ 要領の記載と実際の運用が相違しているため、「工事検査結果通知書」により通知することとして要領を改める。

3 適用時期

令和 5 年 4 月 1 日以降に設計積算するものに適用する。